

村山市監査委員公告 第 19 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 10 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

- 監査の対象 農林課
- 監査の期間 令和 7 年 10 月 28 日から令和 7 年 11 月 10 日まで
- 監査の範囲 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
- 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
- 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
- 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【指摘事項】

■各事業における決定通知書及び確定通知書の様式見直しについて

当該様式について検討したところ、村山市文書管理規程等で定める様式と相違している。国または県事業に準じたなど別段の理由がない限り、見直しを要すると認められる。

村山市文書管理規程第 27 条第 2 項に規定される、本文末尾への主管課係名の付記がなく、付記に代わる添書もない。村山市で定める基本書式に則り、様式を見直したい。

【注意事項】

■支払遅延について

- ・支払い事務の遅延により利息を発生させたもの（1 件）
- ・請求書を受理しているが、支払期限内に支払いをしていないもの（7 件）

地方公共団体のなす契約に準用する「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に則り、適切な処理をされたい。